

第 4 1 号議案

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 3 月 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。